

平成27年6月29日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、S状結腸憩室穿孔(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として障害給付の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「請求のあった傷病(S状結腸憩室穿孔)について、初診日が平成○年○月○日であり、平成○年○月○日現在において治って(症状が固定して)おりません。従いまして、障害の程度を定める日(障害認定日)が到来しておりません。」との理由により、障害給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害給付は、対象となる障害の原因となった傷病に係る障害認定日(同傷病に係る初診日から起算して○年○月を経過した日(その期間内にその傷病が治った日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。))において、その傷病による障害の状態が、国年法施行令(以下「国年令」という。)

別表に定める程度(障害等級1級又は2級)に該当する程度でないときは、支給されないことになっている。また、障害等級3級の障害厚生年金は、障害の状態が、厚年法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度に該当する場合に支給される。

2 本件において、請求人の当該傷病の初診日(以下「本件初診日」という。)が平成○年○月○日であることについては当事者間に争いはないと認められるところ、請求人は、当該傷病の障害認定日(以下「本件障害認定日」という。)は人工肛門を造設した平成○年○月○日である旨主張しているのであるから、本件の問題点は、請求人のこの主張に理由があると認められるかどうかということである。

第4 審査資料

(略)

第5 事実の認定及び判断

(略)

2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 国年法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

認定基準の「第1 一般的事項」の「4 障害認定日」によると、「障害認定日」とは、障害の程度の認定を行うべき日をいい、請求する傷病の初診日から起算して1年6月を経過した日又は1年6月以内にその傷病が治った場合においては、その治った日(その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。)をいうと

され、また、「5 傷病が治った場合」で、「傷病が治った場合」とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は、医学的に傷病が治ったとき、又は、その症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいうとされている。

そして、当該傷病による障害の程度は、認定基準の第3第1章(以下「本章」という。)第18節(以下「本節」という。)/その他の疾患による障害の定める認定基準と認定要領に依拠して認定判断すべきところ、これによると、その他の疾患による障害は、本章「第1節眼の障害」から「第17節 高血圧症による障害」において取り扱われていない疾患を指すものであるが、本節においては、腹部臓器・骨盤臓器の術後後遺症及びいわゆる難病並びに臓器移植の取扱いを定めるとされ、人工肛門又は新膀胱を造設したもの若しくは尿路変更術を施したものは、3級と認定するが、㊦ 人工肛門を造設し、かつ、新膀胱を造設したもの又は尿路変更術を施したもの、㊧ 人工肛門を造設し、かつ、完全排尿障害(カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする)状態にあるものは2級に認定し、なお、全身状態、術後の経過及び予後、原疾患の性質、進行状況等により総合的に判断し、更に上位等級に認定するとされ、障害の程度を認定する時期は、人工肛門、新膀胱又は尿路変更術を施した日(初診日から起算して1年6月以内の日に限る。)とする、とされている。

(2) 請求人は、平成〇年〇月〇日に左側腹部痛が出現し、症状改善せず翌日の〇日にa病院を救急受診し、S状結腸憩室穿孔による腹膜炎と診断され、同日入院となり、S状結腸切除、回腸人工肛門造設術が施行されたが、その後症状改善し、経過も良好で同年〇月〇日に退院、その後も外来にて経過観

察するも症状等問題ないため、同年〇月〇日に人工肛門閉鎖術施行し、人工肛門は閉鎖され、腹部症状もないため同年〇月〇日に退院している。

そうすると、本件の人工肛門は、S字結腸憩室穿孔及びこれによる腹膜炎を治療する緊急の必要から、その治療の一環として一時的に造設されたものであると認めるのが相当であり、その後は症状が改善し、造設から20日後には退院し、外来による経過観察を経て、造設から69日目には人工肛門閉鎖術を受けてこれが閉鎖され、腹部症状もないため、その10日後の平成〇年〇月〇日には退院したというのである。ところで、障害基礎年金、障害厚生年金及び障害手当金が支給される「障害の状態」とは、身体又は精神に、国年令別表、厚生令別表第1及び第2に定める程度の障害の状態があり、かつ、その状態が長期にわたって存在する場合をいうとされているのであり(認定基準「第1 一般的事項」の1/障害の状態)、上記のような治療の必要から一時的に造設され、造設後69日目には閉鎖された本件の人工肛門については、その造設による障害の状態が長期にわたって存在する場合に当たるとの評価の可否はともかくとして、初診日から〇年〇月内に造設されたものではあるが、人工肛門閉鎖後は、予後も治癒傾向であり、傷病発症前と同様の状況まで改善が見込まれるとされているのであるから、人工肛門造設日(平成〇年〇月〇日)及び現症日(平成〇年〇月〇日)をもってその傷病が治った日(その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。)と認めるのは相当ではない。

(3) そうすると、本件障害認定日は、本件初診日から〇年〇月経過した平成〇年〇月〇日とするのが相当であり、上記第3の2に記した請求人の主張は理由がないというほかないから、その余の点について検討するまでもなく、

原処分は妥当であつて、これを取り消すことはできない。

以上の理由によつて、主文のとおり裁決する。